

科目名	司法実務Ⅱ	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			法学部	□必修 ■選択	
			学部	□必修 □選択	
英文表記	Practical of civil law Ⅱ	開講年次	□1年 □2年 ■3年 □4年		
		開講期間	□前期 ■後期 □通年 □集中		
ふりがな	つなしま きみひこ	実務家教員担当科目	○	修得単位	2単位
担当者名	綱島 公彦	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	前期開講の司法実務Ⅰと合わせて受講することにより、民事実体法で認められている各種の権利（請求権等）が、民事紛争の最終的解決手段である民事裁判手続等によってどのように実現されるのかを知ることができる。				
到達目標	1 私法上の様々な権利が、最終的にどのような裁判手続によって実現されていくのかについて、基本的な知識と具体的なイメージをもつことができる。 2 1で得た知識とイメージを基に、実際に生じた民事紛争について現実的で正しい対処法を判断できるようになる。				
授業概要	代表的な民事紛争の類型ごとに、その解決手段としての民事裁判手続等がどのような行われていくかを紹介します。その中で、いわゆる「要件事実論」や「事実認定の手法」についても、その基本的な考え方について触れますが、高度な専門的知識の習得を目的とするのではなく、「紛争解決手続における合理的な考え方とは何か。」を考えることに主眼を置きます。				
授業計画					
第1回	実際の民事訴訟⑨ 労働関係事件				
第2回	労働審判事件				
第3回	家事事件手続入門① 家事事件の種類と構造				
第4回	家事事件手続入門② 家事事件手続法と家庭裁判所 調停と審判				
第5回	実際の家事事件① 婚姻費用分担・養育費請求事件				
第6回	実際の家事事件② 子の引渡し等請求事件				
第7回	実際の家事事件③ 面会交流事件				
第8回	実際の家事事件④ 遺産分割事件				
第9回	人事訴訟手続入門 人事訴訟手続の特徴				
第10回	実際の人事訴訟事件① 離婚等請求事件(1) 破綻主義と有責配偶者				
第11回	実際の人事訴訟事件② 離婚等請求事件(2) 破綻主義と不貞・離婚慰謝料				
第12回	実際の人事訴訟事件③ 人事訴訟事件と家事事件の関係 親権者の指定と附帯処分				
第13回	家事事件と通常民事事件との交錯 遺言無効確認 遺産確認、遺産の使い込み				
第14回	配偶者暴力等に関する保護命令事件				
第15回	まとめと補充の講義				
第16回	定期試験				
授業時間外の学習	事前に各回に取り上げるテーマに関する資料（レジュメ、裁判例抜粋等）をポータルサイトで配布するので、目を通して、疑問点や自分なりの意見を整理（言語化）しておき、授業に備えます（1.5時間程度）。授業では、あまり本には書かれていない（書きにくい）「実務の実情」などを口頭で紹介することもあるので、各自でメモしてください。授業後は、基本的な法律概念が理解できたか確認するとともに、授業前とで自分の考えにどのような変化があったかを整理（言語化）してください（1.5時間程度）。その成果物をレポートとして提出することで成績評価上の加点が認められることがあります。				
履修条件 受講のルール	民事実体法の知識が必要になるので、民法科目（総則、物権、債権総論・各論、家族法）のどれかを履修していることが望ましいですが、必ずしも単位を取得していなくてもかまいません。もっとも、民事裁				

	判手続に興味を持っていることが必須条件です。
テキスト	特定のものは使用しません。
参考文献・資料	授業やポータルサイトで適宜紹介します。
成績評価の方法	定期試験の結果を70%とし、授業貢献度（自ら質問したり、講師からの質問に対してとにかく何か応答するなど、授業に積極的に関わる姿勢をいう。自発的なレポート提出があれば重視します。）を30%（ただし、加点事由としてのみ考慮するものとし、誤答等による減点はしない。）として、総合判断します。 ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。
オフィスアワー	月曜日 14:40 ～ 16:10 金曜日 13:00 ～ 14:30
成績評価基準	秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	裁判官としての民事裁判実務経験に基づいて、現実の民事裁判手続ではどのようなことが行われているのかの具体的なイメージを伝えることで、「裁判」や「裁判所」、その他司法に関わる各職種（裁判官やその他の裁判所職員、弁護士等）に対する正しい認識と理解を得てもらうことを目指します。
学生へのメッセージ	昨今、電子メールやSNSを手段とした詐欺が横行していますが、その一類型として、「すぐにお金を払わない場合は裁判に訴えます。」というのがあります。元裁判官として、「裁判にする」というのが「脅し」になるというこの現実をどう受け止めたらいいいのか……。昔から、「出るところに出る」という表現がありますが、これは、「裁判所」などの中立公正な場に出て公明正大に白黒の決着を付けるという意味であり、やましいところのない人は恐れる必要はなく、人を騙そうとする者らこそ忌避するはずのものです。本講座を受講した皆さんが、そこで得た知識を元に、「裁判所は恐れるようなところではない。」というメッセージの伝道者となってくれることを期待します。